

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 金井 美智子

答申書

大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 45 条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から令和 2 年 5 月 22 日付け大港保生第 7009 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

実施機関が、令和 2 年 1 月 27 日付け大港保生第 7041 号により行った訂正不承認決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 訂正請求

審査請求人は、令和元年 12 月 26 日、条例第 28 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「ケース記録票」の訂正請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を「令和元年 8 月 19 日付作成した 8 月 1 日に請求人との面談内容を記録したケース記録票」（以下「本件情報」という。）と特定した上で、本件情報の訂正を行わない理由を次のとおり付して、条例第 32 条第 2 項に基づき、本件決定を行った。

記

「本訂正請求において訂正を求められている記載内容については、8 月 1 日に請求者が生活保護担当窓口に来られた際の請求者の申述に基づき記載したものであり、訂正請求の理由である『移送費請求用紙を貰うのを忘れたため病院に行ったときに記入してもらうことができなかった。』との申述はなく、訂正請求書に添付された供述調書では条例第 29 条第 2 項に定められた訂正請求の内容が真実に合致することを証するものとは認められるものとは言えず、訂正の必要性は認められないため。」

3 審査請求

審査請求人は、令和2年4月23日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条第1号に基づき審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張はおおむね次のとおりである。

- 1 当該決定を取り消し請求書通りの訂正を行われたい。
- 2 本通知書の「訂正を行わない理由」の項目の記述に重大な誤認がある。同項目には「訂正請求の理由である「移送費請求用紙を貰うのを忘れたため云々」とあるが当方が訂正請求の理由としているのは「4月26日には5月分の移送費を請求できない」であり、時間的にあり得ない「不可能事例」が事実として記載されているのはさすがに訂正した方がよいと思われる。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張はおおむね次のとおりである。

1 本件情報について

本件情報は、令和元年8月1日及び同年8月19日に審査請求人が港区役所保健福祉課第2支援グループ窓口（以下「担当窓口」という。）に来所した際の担当職員と審査請求人とのやりとりを記載したケース記録票であり、「同年8月1日来所時のショートステイ利用に必要な診断書の文書料の相談及び医療機関への5・6・7月分通院移送費支給申請書の提出とその対応」及び「同年8月19日来所時の審査請求人とのやりとり等」が記載されている（同年8月19日作成）。

ケース記録は、大阪市生活保護法施行細則（昭和31年11月1日規則第63号）第4条第1項で「保健福祉センター所長…は被保護者につき、次に掲げる書類を作成しなければならない」とされ、同項第6号の「ケース記録票」に基づき、生活保護の被保護世帯の実情を明らかにし、保護決定の根拠を示す基礎資料として作成するものである。実施機関が、その世帯の実態（家族構成、生活歴・職歴・生活実態・病状等）をはじめ、訪問調査活動の結果や指導指示の内容、今後の援助方針等その世帯への援助や決定に関する重要な事項を記載するものであるが、何をどのように記載すべきかについては特に規定がなく、実施機関に一定の裁量が委ねられている。

2 本件情報のうち、訂正を求める箇所及び内容について

審査請求人が訂正を求めている箇所は、「医療機関への5・6・7月分通院移送費支給申請書の提出」に係る記載についてであり、審査請求人は、ケース記録票2段落3行目「5月分を以前提出にきたが、窓口にいる職員に担当CWを呼んで貰ったが、電話中だったため、長く待たされた。しびれを切らし、提出しないまま帰宅した。」の記載（以下「本件訂正請求箇所」という。）を「移送費請求用紙を貰うのを忘れたため病院に行ったときに記入してもらうことができなかった」に訂正することを求めている。

3 本件決定を行った理由

本件情報については、審査請求人から令和元年8月1日に聴取した担当者が聞き取った客観的事実について記載したものであり、訂正請求の理由である「移送費請求用紙を貰うのを忘れたため病院に行ったときに記入してもらうことができなかった。」との申述はなく、訂正請求書に添付された「供述調書」は令和元年4月26日の審査請求人の担当窓口での行動について審査請求人が記憶に基づき作成したものである。これは令和元年8月1日に審査請求人が担当窓口に来所した際に審査請求人が担当者に実際に発言したという事実を客観的に証明するものではなく、実施機関が本件決定を行った時点において、「本件情報の内容が事実と異なると判断する資料」とは認められなかった。

よって審査請求人が本件請求に際して提出した証拠資料は条例第29条第2項に定められた「当該訂正請求の内容が事実と合致することを証する資料」とは認められず、訂正の必要性は認められないため、訂正不承認との決定となった。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

2 争点

実施機関は、本件請求について本件決定を行ったのに対して、審査請求人は本件決定を取り消すべきであるとして争っている。

したがって、本件審査請求における争点は、本件決定の妥当性である。

3 本件決定の妥当性について

(1) 条例の規定

条例第28条第1項では、「何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。」と規定している。

また、条例第29条第2項では、「訂正請求をする者は、訂正請求書を提出する際、実施機関に対し、当該訂正請求の内容が事実と合致することを証する資料を提出しなければならない。」と規定している。

(2) 本件情報のうち、訂正を求める箇所及び内容について

本件請求に係る請求書によれば、審査請求人は、本件情報のうち本件訂正請求箇所について、「移送費請求用紙を貰うのを忘れたため病院に行ったときに記入してもらうことができなかった。」への訂正を求めている。

(3) 本件決定の妥当性

本件請求は、審査請求人が令和元年8月1日に港区役所を訪れた際の、同人と担当職員との間のやりとりに係るケース記録票の記載について、「時間的にあり得ない」出来事が記載されていることを理由にその訂正を求めるものであるところ、審査請求人は、本件訂正請求箇所につき訂正を求める根拠資料として、本件請求時に提出した「供述調書」の他、「上申書（要望書）」と称する、いずれも同人自身が作成した書面を提出するのみであり、これらの書面は、同人の主張を一方的に記載したものに過ぎず、令和元年8月1日に同人が同区役所を訪れた際の同人の担当職員に対する発言の内容や、同人の同年4月26日の来庁を客観的に証明するものとは言えない。

よって、原決定のとおり、審査請求人が本件請求に際して提出した「供述調書」及び「上申書（要望書）」は条例第29条第2項に定められた「当該訂正請求の内容が事実と合致することを証する資料」とは認められないことから、本件訂正請求箇所に係る訂正の必要性は認められない。

4 結論

以上により、第1記載のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 金井美智子、委員 村田尚紀、委員 玉田裕子、委員 上田健介

(参考) 調査審議の経過 令和2年度諮問受理第24号

年 月 日	経 過
令和2年5月22日	諮問書の受理
令和2年10月20日	実施機関から意見書の収受
令和3年5月19日	調査審議
令和3年6月21日	審査請求人から意見書の収受
令和3年7月7日	調査審議
令和3年7月29日	調査審議
令和3年8月19日	調査審議（審査請求人の口頭意見陳述）
令和3年9月9日	調査審議
令和3年10月13日	調査審議
令和3年11月4日	答申